



平成 23 年 8 月 8 日

各 位

高知県高知市堺町 2 番 24 号
株式会社高知銀行
取締役頭取 伊野部 重晃
(コード番号: 8416 東証第二部)
問い合わせ先 取締役経営統括部長 和田 廣男
TEL 088-822-9311

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ

高知銀行（頭取 伊野部重晃）は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条に基づき、当行取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行取締役に対する割り当ては、平成 20 年 6 月 26 日開催の当行第 128 期定時株主総会において承認された、取締役に対するストックオプション報酬額の範囲内で行うものです。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当行では平成 20 年度において、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、企業価値の持続的な向上、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で、役員の退職慰労金制度を廃止するとともに、当行取締役に対し株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第 4 回新株予約権
(2) 新株予約権の総数 146 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

- (3) 新株予約権の払込金額の算定方法等

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込

金額の総額に相当する金銭報酬と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することで、当該新株予約権を取得させるものとする。

(4) 新株予約権の割当日 平成 23 年 8 月 25 日

(5) 新株予約権と引き換えにする金銭を払い込むことの要否
金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000 株とする。

なお、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 8 月 26 日から平成 53 年 8 月 25 日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当行の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤新株予約権の行使の条件

- ア. 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を

喪失した日の翌日から 10 日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

- イ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の 1 名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (a) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (b) 相続承継人は、相続開始後 10 カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - (c) 相続承継人は、上記③所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から 3 カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。
- ウ. その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑥新株予約権の取得の条件

- ア. 当行は、新株予約権者が上記⑤による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当行は、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案が当行株主総会で承認された場合、または、当行が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当行株主総会で承認された場合は、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。

⑧当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ア. 合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

イ. 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

ウ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑨新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩新株予約権の割当の対象者

当行取締役 8 名

(7) 新株予約権行使の際の払込取扱場所

高知県高知市堺町 2 番 24 号

株式会社高知銀行 本店営業部

以 上